

学校いじめ防止基本方針

館山市立館野小学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校として、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校として、全児童をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応する。

2 校内いじめ対策組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会＝生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当
・養護教諭・該当学級担任
- (3) 会議開催 毎月1回及び随時
- (4) 内 容 ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組や計画の作成・実行とそれらの検証・修正及び基本方針の見直し。
・いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）。
・いじめやいじめの疑いに関する情報について、それに関わる児童の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解。

3 いじめの未然防止について

- (1) いじめ防止の環境づくり
 - ・児童会活動として、いじめ防止のポスター作製・掲示。
 - ・学期に1回及び必要時に情報モラル教育の実施。
- (2) 「わかる授業」の展開
 - ・週指導記録簿の有効活用と指導と評価の一体化。
 - ・毎週の校内研修の充実と学力向上推進会議で優れた教育技術の共有化。

- (3) 道徳教育・体験活動の充実
 - ・道徳授業の完全実施と授業公開による道徳授業の充実。
 - ・年間を通して異学年交流を実施。
- (4) いじめ防止の啓発活動
 - ・人権作文の積極的な応募。
- (5) 指導方針等の周知
 - ・いじめに対する対応を児童と家庭へ，学校だよりの配布等により周知。
 - また，P T A総会及び学級懇談会で周知する。

4 いじめの早期発見と相談・通報について

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
 - ・児童を対象に年2回以上のアンケート調査と集計分析。
 - ・教育相談週間を毎学期設定するとともに，児童に積極的に関わる。
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
 - ・可能な限り，休み時間や放課後の児童の様子を観察する。
- (3) いじめに関する窓口の常設
 - ・校内いじめ防止対策委員会として，日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
 - ・いじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対応できるよう「館山市いじめ相談室（Tel 0 1 2 0 - 1 0 5 - 7 8 3）」の存在を児童と保護者に周知する。
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
 - ・いじめ防止対策に関わる研修を年間計画に位置付け，計画的に実施。
 - ・Q-Uテストの結果を分析し，いじめ事案の早期発見に努め，早期解決を目指す。

5 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ事案に関わる聞き取り
 - ・いじめに関係する児童，その周辺にいたと思われる児童の個々から，校内いじめ防止対策委員が，いじめに関わる状況を聞き取り，記録に残す。
 - ・事実確認は確実に行う。
 - ・聞き取り時には児童の心身の状態の把握に努め，適切な対応を行う。
- (2) いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制の構築
 - ・いじめを受けた児童の希望を考慮しながら，校内いじめ防止対策委員会は安心安全の確保の方法を検討し，ただちに実行する。
 - ・校内いじめ防止対策委員会は，いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を，いじめを受けた児童と保護者の了解のもと，すぐに構築する。

(3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・校内いじめ防止対策委員会は、関係児童の保護者へいじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。
- ・校内いじめ防止対策委員会は、必要に応じて、関係機関（教育委員会・市こども課・警察 等）に協力を要請する。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援

- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。

(5) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた児童へ

- ・いじめを受けた児童の心的被害の改善のため、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを周知する。
- ・いじめを行った児童からのいじめを受けないように措置をするとともに、同じ児童からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内いじめ防止対策委員会へすぐに知らせるよう伝える。

②いじめを行った児童生徒へ

- ・「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・「いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該児童の保護者に連絡する」ことを伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取組を行う。

③観衆等となっていた児童へ

- ・「いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校はいじめの問題に関わる対象を全児童と考える」ことを伝え、いじめ撲滅に向けて、学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) いじめ事案に関わる情報提供

- ・「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、相談・通報の正当性を意識させ、いじめ撲滅に向け、学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・いじめの状況によっては、関係機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(7) 具体的ないじめの態様の例

仲間はずれ，集団による無視をされる

ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

金品をたかられる

金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

①いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

【生命・身体又は財産に重大な被害】

・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【相当な期間】 ・年間30日間

(2) 報告と対応

①校長は，重大事態の発生について，市教委を通じて市長（教育長）へ迅速に報告する。

※児童・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は，重大事態か否かの判断に関わらず，報告する。

第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発見者・受理者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長
→ 市教委 → 教育長・市長
→ （必要に応じて）医療機関・警察関係機関

第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭 → 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 市

報告書内容：①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から ④どんないじめ ⑤認知後の学校の対応（誰が，誰に，どんな対応をして，どんな結果になったか，今後の対策をどうするか。

※いじめを受けた児童の身体的状態によっては，事故報告も提出する。（事故報告の第1報を含む）

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認

- ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全の確保を優先し、「5 いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査

①調査主体＝学校の下組織

- i : 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- ii : 構成員 ㊟校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・教育相談担当職員・
養護教諭・P T A役員・学校評議員・学校医

- ②調査方法
- ・いじめを受けた児童からの聞き取り
 - ・いじめを行った児童からの聞き取り
 - ・関係した児童，見ていた児童からの聞き取り
 - ・個人的な関係によるものでない場合，アンケート調査

③調査内容 客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。

- i : いつ (いつ頃から) ii : 誰が iii : 誰から
- iv : どんな v : いじめを生んだ背景・事情
- vi : 児童の人間関係 vii : 認知後の学校の対応 等

7 公表，点検，評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校いじめ防止基本方針を掲載した学校たよりを作成し，各家庭へ配布する。
- ・P T A総会，懇談会等を利用して，学校いじめ防止基本方針を紹介する。

(2) いじめ事案への取組の評価・分析

- ・児童及び保護者対象のアンケート調査と集計分析。
- ・学校評議員による取組の評価と分析。

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・児童及び保護者対象のアンケート調査の分析や学校評議員の評価と校内教職員でまとめたいじめ事案への取組についての成果と課題をもとに，学校いじめ防止基本方針を見直し，公表する。

8 その他

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他，「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は，校内いじめ防止対策委員会が中心となり，校内で十分に検討し，校長の責任において定める。

- (2) この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は，改訂日を記載し，改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から運用する。